

平成15年1月27日
原子力安全対策課
(14-112)
(17時15分資料配付)

高速増殖原型炉もんじゅに係る控訴審判決について
(知 事 談 話)

本日、名古屋高裁金沢支部において、高速増殖炉もんじゅに係る行政訴訟の控訴審判決があった。

県としては、今後の推移を注意深く見守ってまいりたい。

「もんじゅ」については、「もんじゅ」全体の安全性を確認することが重要であり、現在、県として独自に設置したもんじゅ安全性調査検討専門委員会において、県民からの様々な意見を踏まえ、慎重に審議しているところである。

原子力行政は、国が一元的責任を有しているが、県としては、今後とも、原子力発電所の安全確保を最優先に、県民の立場に立って厳正に対処してまいりたい。